

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は 日本の大学又は専門学校へ進学する目的を持った留学生に日本語教育を行い、あわせて日本文化や習慣等の理解を深めると共に日本人との相互交流を通じて異文化理解を図り「相互認識と理解」を深め、国際親善に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は NASU 日本語学校 という。

(位置)

第3条 本学は 栃木県大田原市住吉町2丁目6番2号 に置く。

(自己点検及び評価の内容)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育機関等の充実において自ら点検及び評価を行うものとする。前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。自己点検は年に1回行うものとする。

第2章 教育課程・修業期間・授業時数・収容定員及び休業日

(教育課程・修業期間・収容定員)

第5条 本学の教育課程・修業期間・収容定員・及びクラス数は次のとおりとする。

(1) 教育課程及び修業期間

- ・留学のための進学1年6か月コース → 修業期間 : 1年6か月
- ・留学のための進学2年コース → 修業期間 : 2年

(2) 収容定員 : 80人

(3) クラス数 : 4クラス

(始期・終期等)

第6条 本学の教育課程の始期・終期は次のとおりとする。

教育課程	始期	終期
進学1年6か月	10月	入学年の翌々年3月
進学2年	4月	入学年の翌々年3月

(授業時間数)

第7条 本学の各教育課程における単位時間数は以下の通りとする。ただし、ここでいう1単位時間は45分とする。また、1週間に授業を行う日数は5日とする。

教育課程	1日当たりの授業時間数	1週間当たりの授業時間数	総学習時間
進学1年6か月	4単位時間	20単位時間	1200単位時間
進学2年	4単位時間	20単位時間	1600単位時間

(休業日)

第8条 本学の休業日は、以下のとおりに規定する。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 春季休業 (3月 22日 ~ 4月 4日までの2週間)
- (4) 夏季休業 (7月 20日 ~ 8月 16日までの4週間)
- (5) 秋季休業 (9月 28日 ~ 10月 4日までの1週間)
- (6) 冬季休業 (12月 18日 ~ 1月 7日までの3週間)

2、教育上必要であり、且つ、やむを得ない事情があり、校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3、非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時間)

第9条 授業の終始時刻及び時間割は以下の通り、校長が定める。

	午前クラス	午後クラス
1時限	09:00~09:45	13:30~14:15
2時限	09:55~10:40	14:25~15:10
3時限	10:50~11:35	15:20~16:05
4時限	11:45~12:30	16:15~17:00

第3章 学習の評価、日本語教育課程修了の要件及び教職員組織

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、定期テスト(6月・9月・12月・3月に実施)・課テスト・パフォーマンス評価・自己評価・ピア評価で行われる。

(教職員組織)

第11条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 本務等教員 2人以上(内専任2人以上)
- (4) 教員 2人以上
- (5) 生活指導担当者 3人以上(内専任1人以上・兼務できる)
- (6) 事務職員 1人以上(内専任1人以上)

2、前項のほか、必要な職員を置くことができる。

(職務)

第12条

- (1) 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 主任教員、本務等教員、教員は学生を指導する。
- (3) 生活指導担当者は学生の生活指導にあたる。
- (4) 事務職員は事務に従事する。

第4章 入学、休学、転学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第13条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の正規の学校教育課程を修了している者。
- (2) 年齢が18歳以上の者。

(3) 『日本語教育の参照枠』における A2（進学1年6か月志願）、A1（進学2年志願）

相当以上の日本語能力を有することを試験により確認された者。

「日本語教育の参照枠」の A2 相当以上のレベルを証明するための試験のリストは別表 1 を参照のこと。

「日本語教育の参照枠」の A1 相当以上のレベルを証明するための試験のリストは別表 2 を参照のこと。

- (4) 本学で実施する選考試験（筆記試験・面接試験）に合格した者。
- (5) 最終学歴卒業から留学申請するまで5年間を超えていない者。
- (6) 学習を修了するための十分な経費支弁能力があること。
- (7) 入国前3か月以内に健康診断を受診している者。 ※ X 線必須とし異常なしの者。

（入学時期）

第14条 本学への入学は、年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

（入学手続き）

第15条 本学への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考試験（筆記試験・面接試験）を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金、授業料、その他の納付金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。
- (4) 入学許可された者が、正当な理由により遅延する場合は、当校に連絡しなければならない。

（休学・復学）

第16条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2、休学した者が復学しようとする場合は復学届を提出し、校長の許可を得て復学することができる。

休学届・復学届は様式を参照のこと。

（転学・退学）

第17条 転学・退学しようとする者は、その事由を記載した転学届・退学届を提出し、校長の許可を得なければならない。

2、本学への転学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認められた場合には、選考の上、許可することができる。

3、転学届・退学届を提出しない者に関しては、除籍処分とする。

転学届・退学届は様式を参照のこと。

（修了・卒業の認定）

第18条 進学1年6か月コースは1140単位時間以上、進学2年コースは1520単位時間

以上履修し、卒業試験でD以上の成績を収めた者を修了とする。

試験の結果は S【90～100%】

A【80～89%】

B【70～79%】

C【60～69%】

D【50～59%】

とする。

2、校長は本学の所定の課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

(褒章)

第19条 校長は成績優秀者かつ他の生徒の模範となる者に対して褒章を授与する。

(懲戒処分)

第20条 生徒が、この学則を守らず、学生の本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2、懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3、前項の退学は、次の各号に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(5) 学費納入期日を2か月過ぎても学費を納入しない者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第21条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

(1) 入学選考料 20,000 円 (入学時のみ)

(2) 入学金 50,000 円 (入学時のみ)

(3) 授業料

進学2年コース 660,000 円/年 (総額 1,320,000 円)

進学1年6か月コース 660,000 円/年 (総額 990,000 円)

(4) その他の納付金 (施設費・教材費・課外活動費・留学生保険料等)

進学2年コース 70,000 円/年 (総額 140,000 円)

進学1年6か月コース 70,000 円/年 (総額 112,000 円)

(5) 納付金総額

進学2年コース 1,530,000 円

進学1年6か月コース 1,172,000 円

※全て税込価格

(納入)

第22条 生徒は、在籍中、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2、生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3、特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免又は猶予することがある。

(滞納)

第23条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を2か月以上滞納

し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第24条 キャンセル・返金規定に基づき返金・振込手数料を差し引いた残額を返金する。既

納付額が返金額・振込手数料に満たない場合は、不足額を支払うこと。
また原則、「在留資格認定証明書」や「留学ビザ」交付の遅れや生徒本人の都合など、本学の責任によらない理由で入国が遅れることによる修学遅延、及び就学期間の短縮の場合も当該期間に相当する学納金は返金しない。
キャンセル・返金規定については別表3を参照のこと。

第6章 雑則

(学生寮)

第25条 学生寮に関する事項は校長が定める。

(健康診断)

第26条 生徒及び教職員の健康診断は、年1回実施する。

(在留期限延長について)

第27条 大規模災害において授業の実施が不可能となった場合、その期限に応じて、校長が在留期限延長を許可し、在留期限の延長申請をすることができる。

附則

この学則は、令和7年1月1日より施行する。

別表1 「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルを証明するための試験のリスト

(出典：出入国在留管理庁 令和6年5月21日現在)

- ① 日本語能力試験 N4 以上【独立行政法人国際交流基金 公益財団法人日本国際教育支援協会】
- ② J・TEST 実用日本語検定 E 級以上【日本語検定協会/J・TEST 事務局】
- ③ JLCT (Japanese Language Capability Test) JCT 4 以上【一般社団法人外国人日本語能力検定機構】
- ④ STBJ 標準ビジネス日本語テスト BJ 4 以上【一般社団法人応用日本語教育協会】
- ⑤ TOPJ 実用日本語運用能力試験初級 A-4 以上【一般財団法人アジア国際交流奨学財団】
- ⑥ 日本語 NAT-TEST 4 級以上【株式会社専門教育出版日本語 NAT-TEST 運営委員会】
- ⑦ J-cert 生活・職能日本語検定 A2. 2 (準中級) 以上【公益財団法人国際人材開発機構】
- ⑧ JPT 日本語能力試験 370 点以上【一般社団法人日本語能力試験実施委員会】
- ⑨ 日本語オンラインテスト (JOT) JT 4 以上【一般社団法人グローバル共生社会推進機構 (GISPA)】
- ⑩ PROGOS R Japanese A2 以上【株式会社レアジョブ】

別表2 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上のレベルを証明するための試験のリスト

次の試験により「日本語教育の参照枠」におけるA1相当以上の日本語能力を有する者とみなすこととする。(出典：出入国在留管理庁)

- ① 公益財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験 (JLPT) N5 以上の認定を受けていること。
- ② 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する BJT ビジネス日本語能力テストにおいて300点以上取得していること。
- ③ 日本語検定協会・J.TEST 事務局が実施する J.TEST 実用日本語検定の F 級以上の認定を受け又は FG レベル試験において250点以上取得していること。
- ④ 専門教育出版が実施する日本語 NAT-TEST の5級以上の認定を受けていること。
- ⑤ 一般社団法人応用日本語教育協会が実施する STBJ 標準ビジネス日本語テストにお

- いて350点以上取得していること。
- ⑥ TOPJ 実用日本語運用能力試験実施委員会が実施する TOPJ 実用日本語運用能力試験の初級 A 以上の認定を受けていること。
 - ⑦ 公益財団法人国際人材開発機構が実施する J-cert 生活・職能日本語検定の初級以上の認定を受けていること。
 - ⑧ 一般社団法人外国人日本語能力検定機構が実施する JLCT 外国人日本語能力検定の JCT 5 以上の認定を受けていること。
 - ⑨ 株式会社サーティファイが実施する実践日本語コミュニケーション検定・ブリッジ (PJCBridge) の C- 以上の認定を受けていること。
 - ⑩ 一般社団法人日本語能力試験実施委員会が実施する JPT 日本語能力試験において 315 点以上又は JPT Elementary 試験において 68 点以上取得していること。

別表 3

【キャンセル・返金規定】

入学前

キャンセル申出日	ステイタス	選考料	入学金	学費	確認事項
願書提出から在留資格認定証明書交付前日まで	在留資格認定証明書交付前	返金なし	返金なし	振込手数料を差し引いた残額を返金	
在留資格認定証明書交付後から入学日の 15 日前	留学ビザ取得前または留学ビザ取得後	返金なし	返金なし	1 か月分及び振込手数料を差し引いた残額を返金	留学ビザ取得前... 入学許可書・在留資格認定証明書の返却
入学日の 14 日前から入学日前日		返金なし	返金なし	3 か月分及び振込手数料を差し引いた残額を返金	留学ビザ取得後... 在留資格ビザ失効確認
入学日以降	入国前	返金なし	返金なし	3 か月分及び振込手数料を差し引いた残額を返金	帰国確認
	入国後	返金なし	返金なし	下記表参照	

入学後

対象者	退学手続日	返金対象期間	返金額
4 月入学生 (1 年目)	8 月 31 日以前	10 月～3 月分	返金対象期間学納金から振込手数料を差し引いた全額
	9 月 1 日～9 月 30 日		返金対象期間学納金から 20% 及び振込手数料を差し引いた全額
	10 月 1 日以後		返金なし

対象者	退学手続日	返金対象期間	返金額
4 月入学生 (2 年目)	1 月 31 日以前	年払者：4 月～3 月分	返金対象期間学納金から振込手数料を差し引いた全額
	2 月 1 日～3 月 31 日	半年払者：4 月～9 月分	返金対象期間学納金から 20% 及び振込手数料を差し引いた全額
10 月入学生 (2 年目)	4 月 1 日～8 月 31 日	10 月～3 月分	返金対象期間学納金から振込手数料を差し引いた全額
	9 月 1 日～9 月 30 日		返金対象期間学納金から 20% 及び振込手数料を差し引いた全額
	10 月 1 日以後	対象外	返金なし

休学届

年 月 日

NASU 日本語学校長 様

氏名 :

学籍番号 :

住所 :

電話番号 :

下記の理由により休学したいので許可下さるよう、お願いいたします。

記

【休学理由】

復学届

年 月 日

NASU 日本語学校長 様

氏名 :

学籍番号 :

住所 :

電話番号 :

下記の理由により復学したいので許可下さるよう、お願いいたします。

記

【復学理由】

転学届

年 月 日

NASU 日本語学校長 様

氏名 :

学籍番号 :

住所 :

電話番号 :

転学先 :

下記の理由により転学したいので許可下さるよう、お願いいたします。

記

【転学理由】

退学届

年 月 日

NASU 日本語学校長 様

氏名 :

学籍番号 :

住所 :

電話番号 :

下記の理由により退学したいので許可下さるよう、お願いいたします。

記

【退学理由】